

令和8年度広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

広島県は、関係する企業・大学・団体等と連携しながら、カーボンリサイクル関連技術の基礎研究から社会実装まで幅広く取り組んでいくことで、カーボンリサイクルの先進地としてブランドを確立するとともに、カーボンリサイクル関連技術を県内へ積極的に誘致することにより、新産業の集積を図り、県経済が飛躍的に成長を遂げることを目指している。

ただし、カーボンリサイクル関連技術の技術開発・実用化は難易度が高く、「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想」（以下「推進構想」という。）に掲げる目指す姿の実現に向けては、産学官が連携し、共創による取組が重要である。

このため、広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（以下「CHANCE」という。）の活動を通じ、推進構想第二版に基づく具体的な取組を加速させ、カーボンリサイクル関連技術の社会実装を推進する。

※ CHANCE の概要（令和8年1月30日時点）

設立：令和3年5月

会長：広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授 市川貴之

目的：カーボンリサイクル関連技術の産学官による共創を促進させること

会員数：192

4 業務の内容

(1) CHANCE 管理業務

① 概要

CHANCE の入退会手続き及び問い合わせ対応を行うほか、ホームページの管理を行う。

② 目的

CHANCE の情報を適切に管理し、円滑な入退会対応と正確な情報発信により、組織運営の効率化と信頼性向上を図る。

③ 業務内容

ア CHANCE 会員管理等の事務手続

(ア) 入退会や問い合わせに関する対応

県電子申請システムで受け付けた入退会手続きや問い合わせ内容に対し、県と連携して対応を行う。

(イ) CHANCE 会員名簿の作成及び更新（組織名、代表者、担当者、所在地及び連絡先）

県電子申請システムで受け付けた入退会情報を踏まえ、組織名、代表者、担当者、所在地及び連絡先等を含む CHANCE 会員名簿を作成・更新する。

イ CHANCE ホームページの更新及び管理

CHANCE や会員の活動の紹介を行うためのホームページを、更新及び管理することとし、掲載内容は県の同意を得ること。また、ホームページの更新及び管理に必要な機材等は、受託者で調達すること。

【CHANCE ホームページ】

<https://hcce.jp/>

(留意事項)

- ・サイバー攻撃等のセキュリティリスクに十分注意し、万全の対策を講じること。
- ・ホームページの更新及び管理業務に関して、県の承諾を得た場合、再委託を認める。
- ・広報活動に関する電子データは、県に提供すること。

(2) 総会の運営

① 概要

CHANCE の事業及び運営に関する基本的事項について審議し、決定する。

② 目的

CHANCE 会員に対し、これまでの CHANCE の取組内容や、今後の取組方針などの情報提供を通じて、会員間の情報交換・交流を活性化し、会員の CHANCE 参画意義を再確認できる場とする。

③ 業務内容

ア 実施内容の企画

詳細は以下要件の他、県との協議によって決定する。

- ・参加対象者：CHANCE 会員
- ・時期：令和 8 年 4 ～ 6 月
- ・場所：広島県内で、県内外の参加者がアクセスしやすい場所を選定すること
- ・実施方法：対面（オンライン併用）で実施することとし、対面参加者同士の交流を後押しするプログラムを企画すること
- ・参加者の集客：CHANCE 会員への周知により、④で設定した人数の確保を目指すこと。

イ イベントの運営

参加者との日程・発表資料等の調整、会場・配信費用支払い、当日の運営・進行、発表者や講演者等の旅費弁償・報償費等支払い等を行うこと。

④ 目標

- ・対面参加者：50 人以上
- ・オンライン参加者：30 人以上

を目標とする。

(3) カーボンリサイクルに係るイベントの企画及び運営

① 概要

カーボンリサイクルに関わるオンラインまたは対面イベントを企画・実施する。

② 目的

イベントの実施により、カーボンリサイクル及びその周辺分野に関する技術や最新情報の共有と、CHANCE 会員や県内企業、国のカーボンリサイクル実証研究拠点研究者を中心とした参加者交流及びマッチング促進を図るとともに、広島県＝カーボンリサイクルの先進地としてのブランド確立へつなげる。

③ 業務内容

ア 実施内容の企画

詳細は以下要件の他、県との協議によって決定する。

- ・ イベントテーマ：カーボンリサイクル及び周辺分野に関する内容とする。
- ・ 参加対象者：CHANCE 会員、県内企業、カーボンリサイクル実証研究拠点研究者等
- ・ 回数：8回程度
- ・ 時期：令和8年4月～令和9年2月末
- ・ 実施方法：オンライン開催を可とするが、2回以上の対面開催を行うこと。
- ・ 参加者の集客：CHANCE 会員や県内企業等への周知により、④で設定した人数の確保を目指すこと。

イ イベントの運営

参加者との日程・発表資料等の調整、会場・配信費用支払い、当日の運営・進行、発表者や講演者等の旅費弁償・報償費等支払い等を行うこと。

ウ イベントの終了後

マッチング促進を目的とした支援（アンケートの実施等）や開催報告の作成を行うこと。

④ 目標

- ・ イベントの参加者数：延べ380人以上
 - ・ イベントの企画及び運営を通じたマッチング件数※：10件以上
- を目標とする。

※ マッチング件数は、イベントを行った結果、県または委託事業者の仲介により、当事者間が協議や対話を設定した件数を指す。

(4) ワーキンググループの設置・伴走支援

① 概要

広島県内でのカーボンリサイクルに資する共同研究や実証プロジェクト等の立ち上げに向けた調整・支援を行う。

② 目的

広島県内におけるカーボンリサイクル技術の社会実装に向け、CHANCE 会員を中心に複数の企業が連携して取り組むような、大規模な実証試験や事業化活動等を創出する。

③ 業務内容

ア 案件創出活動

広島県内でのカーボンリサイクル技術の社会実装に向けて、CHANCE 会員を中心に複数の企業が連携し、実証試験や事業化活動などを創出するため、関係者間の役割分担、事業

化に向けたスケジュール設定など、詳細について調整・伴走支援を行う。具体的には、各案件の進捗状況や熟度等を踏まえ、下表の支援区分に応じた支援を実施する。

【支援区分】

区分	定義（支援段階）	県及び委託事業者による支援内容
A	テーマの熟度を高める必要があるもの（構想はあるが賛同者のイメージが明確でない等）	ヒアリングを通じたテーマのブラッシュアップやニーズの確認等
B	社会インパクトのあるモデルケースとしての立案がなされていて、関係者を集めた意見交換が必要なもの	個別ヒアリングやマッチングイベントを通じた座組の設計等
C	モデルケースにおける実現可能性について、一同あるいは個別に議論・検討が開始されているもの	ワーキンググループの設置・運営課題共有・外部資金の調査検討・NDAの締結など
D	主体となる民間事業者の目処が立っており、継続した検討や個別協議に移行すべきもの	定期的な進捗確認

【委託業者の支援内容】

- 支援区分A～B
 - ・ 県の指示により事業者との協議に参加し、テーマ案について助言等を行う。
 - ・ 県の指示により賛同者集め等の協力をう。
- 支援区分C
 - ・ カーボンリサイクルに関する実証試験や事業化活動等の創出に向けた社会インパクトのあるテーマを新規で設定し、CHANCE会員やその他課題解決に寄与する者が検討・議論を行う場を創出する。
 - ・ ワーキング会議において、コーディネーターや外部講師の招聘・配置等の有効な手段を積極的に用いて、事業主体者の掘り起こしに努めること。
 - ・ 個別の議論や検討内容について、進捗状況を県に適宜報告する。
- 支援区分D
 - ・ 主体となる民間事業者の目処が立ち、継続した検討が見込まれる場合は、事業者間の個別協議へと移行する。ただし、県の指示に応じて事業者からの情報収集等、定期的な進捗確認を行う。

イ 進捗の報告

アで取り組む業務の進捗について記載したレポートを年3回（6月末、9月末、12月末）県へ提出する。なお、レポートには、各案件における協議録を添付するとともに、今後の展望について記載すること。

④ 目標

令和9年1月29日（金）までに新規案件【支援区分：C】を2件以上創出する。テーマは、下記のア及びイの取組を各1件以上とする。

なお、県の事前同意があれば、下記以外の取組で著しくカーボンリサイクルに寄与することが見込まれる案件について、アやイに代えて対象とすることができます。また、同様に、過年度の当事業で支援した案件の継続支援についても、新規案件として提案・実施することが可能とする。

ア CO2 フリー水素の地産地消

再生可能エネルギー等によって県内で生成した CO2 フリー水素を、カーボンリサイクルの原料として県内で利用する取組。

イ CO2 の地産地消

広島県内の企業群による CO2 サプライチェーンを構築し、県内で排出される CO2 を分離・回収し、県内で利活用する取組。

〈サプライチェーンのイメージ〉

CO2 等の排出→CO2 の分離・回収→CO2 輸送→CO2 利用

(5) パンフレットの作成及び印刷

① 概要

広島県のカーボンリサイクルに係る取組のパンフレットを作成し、納品する。

② 目的

CHANCE を中心とした広島県のカーボンリサイクル推進に関する正確な情報を分かりやすく伝え、県民や関係者の理解と協力を促進すること。

③ 業務内容

ア 内容・デザインの調整

県と協議の上、デザインの調整を行う。なお、内容は現行のパンフレットをベースとする。(以下のリンクを参照)

<https://hcce.jp/concept/img/pamphlet.pdf>

イ 電子データ及び印刷物の納入

県に対し、電子データと印刷物(300部)を納入する。納入時期は県と協議の上、決定する。

(6) 次世代教育の各種プログラムの企画及び運営

① 概要

広島県内の主に高校生を対象とした、カーボン・サーキュラー・エコノミーを学ぶ特別授業(出前講座)や次世代教育イベントを企画・実施する。

② 目的

ア 特別授業

- ・ 将来的なカーボンリサイクル関連技術の研究・開発等を担う人材排出を見据え、カーボンリサイクルの認知や重要性への理解を広める。
- ・ カーボンニュートラル及びカーボンリサイクルの基礎知識や、二酸化炭素と産業を結び付ける価値観を知り、環境・エネルギー分野の課題とその解決策について考察するきっかけをつくる。

イ 次世代教育イベント

- ・ カーボンリサイクル関連分野における企業や研究者の最新の取組等を紹介し、カーボンリサイクルに関する発展的な知識を得る機会を創出する。
- ・ 職場見学や研究者との交流機会を設けることで、参加者の視野を広げ、将来的にカーボンリサイクル関連分野に携わることへの積極的な興味・関心を抱かせる。

③ 業務内容

ア 特別授業

(ア) 実施内容の企画

- ・ 県が設定した県内の実施校（高校・高専）において、県と協議の上、令和9年2月26日までに4回企画・実施する。
- ・ 新規で実施する高校の候補について県に助言・提案する。

※ これまでの実施校（CHANCE ホームページ）

<https://hcce.jp/info/education/>

(イ) 実施内容の準備

- ・ 学校や各関係者との事前協議への出席
- ・ 講演資料の作成
- ・ 必要に応じて、講師を務める企業・研究者等を探索・調整

(ウ) 当日の運営

- ・ 講演（委託業者自身または外部講師によるもの）
- ・ その他、県と協力し、写真撮影や進行管理等を実施

(エ) 開催後

- ・ 県が作成した開催報告のCHANCE ホームページへの掲載

イ 次世代教育イベント

(ア) 実施内容の企画

- ・ 下表のうち1つ以上の形式を含むイベントを、令和8年度中に2回（上半期、下半期各1回）企画・実施する。
- ・ 内容に、企業・研究者と参加者の間及び参加者同士の交流を促進させるプログラムを含める。
- ・ 主な対象を、広島県内の高校生・高専生とする。
- ・ 下半期のイベントについて、令和8年度広島県カーボンリサイクル若手研究者支援プログラムの次世代枠^{*}で採択予定の高校生・高専生（3チーム程度）が出席するため、研究成果発表等を含むイベントにすること。
- ・ その他、内容は県と協議の上、決定する。

※ 令和8年度広島県カーボンリサイクル若手研究者支援プログラム（次世代枠）

- ・ CR分野の研究をする広島県内の高校生・高専生が対象
- ・ 3件以上の採択者に対して、令和8年10月から半年間で最大5万円／件の活動費を支給する。

【イベントの形式】

形式	内容
ワークショップ	グループワークやプレゼンテーションを通して環境・エネルギーに関する問題を提起し、課題に向け自ら考え・行動するアントレプレナーシップの醸成につながるようなプログラム
フィールドワーク	最先端の研究や工場等の視察、実験等の実演や体験、その他環境・エネルギーに関する問題点やその解決策などの知識を体感しながら得ることができるプログラム

交流会・座談会	カーボンリサイクル関連分野の企業・研究者から、業務内容やキャリアパスについてなどの話を聞き、将来、参加者が環境・エネルギー分野とどのように関わることができるかを考えるプログラム
---------	--

(イ) 実施内容の準備

- 登壇者または視察先企業等の調整、会場の手配・準備、(見学・視察の場合) 参加者の移動手段の手配・準備、発表者や講演者等の旅費弁償・報償費等の各種支払業務、その他県と協力し、運営や各関係者との調整等を行うこと。

(ウ) 当日の運営

- 県と連携し、運営及び進行管理を行う。

(エ) 開催後

- 県が作成した開催報告（県作成）のCHANCE ホームページへの掲載

(7) その他

① 実績報告書の提出及び委託料の確定

- ア 業務が完了したときは、その完了から起算して14日以内または令和9年3月10日（水）のいずれか早い日までに、任意様式による事業実績報告書を県に提出すること。
 イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。
 ウ 受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

② 引継協議

本業務が次年度以降、他の事業者が受託した場合には、円滑に業務が移管され、継続されるよう、次年度の事業者決定後、別途県が開催・同席する引継協議において、実績報告書及びその他の必要情報（ホームページの更新方法など）を基に、本業務受託事業者から新規受託事業者への引継ぎを行うものとする。

なお、次年度以降も事業者の変更が生じない場合、引継協議は実施しない。

③ 体制

- ア 業務にあたり、責任者を置き業務を総括すること。
 イ 管理体制名簿を作成し、県に通知すること。
 ウ 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者と電話、電子メール及びWEB会議システム（WebExまたはZoom）その他県の指定するコミュニケーションツールにより連絡が取れること。
 エ 業務に係る県との打ち合わせや協議はウの時間帯で設定すること。
 オ 業務に必要な機器や消耗品等は、受託者において整備すること。

5 業務スケジュール（案）

年	R 8									R 9			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) CHANCE 管理業務					会員管理、広報活動								
(2) 総会		総会担当											
(3) 各種 イベント					交流会や観察（年8回程度）								
(4) ワーキング					案件創出活動（支援区分C：2件以上）								
(5) パンフレット				内容・デザインの調整	進捗の報告		進捗の報告		進捗の報告				
(6) 次世代 教育						特別授業（4回）							
					イベント（上半期）					イベント（下半期）			

※ 参考として作成したものであり、事業内容や実施時期等はこれによる必要はない。
具体的には、提案に基づき、別途受託者と協議のうえ決定する。

6 成果品

(1) 下記の「成果品一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果品一覧】

成果物名	数量	納期
管理体制名簿	1	
会員名簿	-	毎月末（更新時のみ）
広報活動に関する電子データ（HP 等）	1	
各種イベントアンケート結果	-	アンケート実施後 1 週間以内
各種イベントの開催報告	-	イベント終了後 1 週間以内
各ワーキングの概要を整理した資料	-	県の求めに応じて適宜
議事録	-	県の求めに応じて適宜
実績報告書	1	業務完了から起算して 14 日 以内または令和 9 年 3 月 10 日（水）のいずれか早い日まで

(2) 成果品の納入場所は、広島県商工労働局環境・エネルギー産業課（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とし、権利は全て広島県に帰属する。

(3) 成果品に共通する事項としては、以下のとおりである。

ア ドキュメント類については、電子媒体で提供する。

イ プログラム言語等の特殊なものを除き、成果品は日本語を使用し作成する。

ウ 成果品以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

7 委託料上限額

11,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 留意事項

- (1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、県の要請に応じて業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果品を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (7) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (10) 上記(1)から(9)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (11) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。
本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。